

大阪市営住宅使用料等収納整理事務取扱要綱

制定：昭和 45 年 5 月 1 日

最近改正：令和 8 年 4 月 1 日

（目的）

第 1 条 この要綱は、別に定めがあるもののほか、大阪市営住宅条例（平成 9 年大阪市条例第 39 号）に基づく市営住宅使用料等の収納にかかる事務手続き（以下「収納整理」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

（対象）

第 2 条 収納整理の対象は、市営住宅使用料、不正入居等損害金（以下「住宅使用料等」という。）及び敷金とする。

（納付に関する手続き）

第 3 条 市営住宅名義人（以下「名義人」という。）は、住宅使用料等及び敷金について別記様式による納入通知書等により納付しようとするときは、指定金融機関・総括出納取扱金融機関、指定代理金融機関・出納取扱金融機関、収納代理金融機関及び収納取扱金融機関（以下「指定金融機関等」という。）にて納付しなければならない。

2 名義人が指定金融機関等に預金口座を設けている場合は、大阪市営住宅使用料口座振替収納事務取扱要綱（昭和 53 年 3 月 1 日制定）（以下「口座振替要綱」という。）に基づき、口座振替の方法により当該住宅使用料を納付することができる。

（収納事務受託者の事務処理）

第 4 条 地方自治法第 243 条の 2 第 1 項（昭和 22 年法律第 67 号）の規定により、本市から指定公金事務取扱者の指定を受け、住宅使用料等の収納事務の委託を受けた者（以下「収納事務受託者」という。）は、口座振替により住宅使用料を納付する者について、口座振替要綱に基づき事務処理を行なわなければならない。

2 収納事務受託者は、納入通知書等により住宅使用料を納付する者について、次の各号に定める事務処理を行なわなければならない。

(1) 前年度から引き続いて納入通知書等により住宅使用料の納付を行っている名義人に対し、毎年 4 月に当該年度の納入通知書を一括して送付する。

(2) 収入報告書等収納に関する証拠書類を 5 年間保存する。

（分任出納員の現金収納）

第 5 条 分任出納員は、住宅使用料等及び敷金を現金で収納する必要がある場合においては、当該住宅使用料等及び敷金を名義人から直接収納することができる。

2 分任出納員は、前項の規定により収納した住宅使用料等及び敷金について、当該住宅使用料等及び敷金を収納した日の翌日までにこれを指定金融機関等に払い込まなければならない。

3 分任出納員が住宅使用料等及び敷金を現金で収納した場合は、領収証書を名義人に交付するものとする。

(収納事務受託者の現金収納)

第6条 収納事務受託者は、住宅使用料等を現金で収納する必要がある場合においては、当該住宅使用料等を名義人から直接収納することができる。

2 収納事務受託者は、前項の規定により収納した住宅使用料等について、当該住宅使用料等を収納した日の翌々日までにこれを指定金融機関等に払い込まなければならない。ただし、契約最終日については当日の納付分を当日中に関係出納員に納付しなければならない。

3 収納事務受託者が住宅使用料等を現金で収納した場合は、領収証書を名義人に交付するものとする。

4 収納事務受託者は、現金で住宅使用料等を収納する者を定め、本市に報告しなければならない。

(電算処理受託者の事務処理)

第7条 本市から住宅使用料等及び敷金の収納に関する電算処理の委託を受けた者は、当該住宅使用料等及び敷金の収納に関する電算処理委託により知り得た情報を漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

(その他)

第8条 この要綱の実施について必要な事項は、都市整備局長が定める。

別記様式

第1号様式 大阪市市営住宅使用料等納入通知書

附則(昭和45年5月1日改正)

この要綱は昭和45年5月1日から施行する。

附則(昭和57年4月1日改正)

この要綱は昭和57年4月1日から施行する。

附則(平成4年2月1日改正)

この要綱は平成4年2月1日から施行する。

附則(平成19年3月30日改正)

この要綱は平成19年4月1日から施行する。

附則(令和3年4月1日改正)

この要綱は令和3年4月1日から施行する。

附則(令和8年4月1日改正)

この要綱は令和8年4月1日から施行する。